

熊本県地域がん登録事業について



## 熊本県地域がん登録事業の取組と「がん登録推進法」の概要

### 1 「地域がん登録事業」とは

がん対策を推進するには、正確な実態把握が必須であり、国や自治体はその地域に居住している住民で、がん罹患した患者の発病、診断から治療の内容、治療または死亡に関する情報を、医療機関などから収集して登録し、がんにかかる人数やがん患者の治療状況、がん患者の生存状況を把握し、分析するために実施するもの。

### 2 運営状況

事業場所：公益財団法人熊本県総合保健センター地域がん登録室

協力医療機関数：約65機関

平成26年届出票受理件数：約17000件

登録者数（H26/12現在）：約19万7千人分

### 3 経緯

平成5年4月

#### ◎熊本県における事業開始

昭和58年の老人保健法制定に伴い「熊本県がん総合対策推進情報システム事業（現：熊本県地域がん登録事業）実施要領」を定め、県内医療機関の協力を得て実施。

平成13年3月

#### ◎熊本県個人情報保護制度審議会の承認

「国の制度化のみならず、条例化も視野に入れたがん登録事業の制度見直しの検討を行い、それらの対応状況を審議会に定期的に報告すること。」

平成14年8月

（平成15年5月施行）

#### ◎健康増進法（第16条）

「国および地方公共団体は、（中略）国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。」

#### ◎厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬局食品保健部長通知

「（把握に努める事業は）地域がん登録事業および脳卒中登録事業であること。」

平成18年6月

（平成19年4月施行）

#### ◎がん対策基本法（第17条）

「国および地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組みを支援するために必要な施策を講ずるものとする。」

#### ◎参議院厚生労働委員会附帯決議

「がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。」

平成25年12月

（平成28年1月施行予定）

#### ◎「がん登録等の推進に関する法律」成立

概要は別紙1のとおり。

平成26年7月

◎地域がん登録事業を公益財団法人熊本県総合保健センターに業務委託  
概要は別紙2のとおり。

平成27年1月

◎「がん登録等の推進に関する法律施行令」「がん登録等の推進に関する法律施行規則」パブコメ実施  
平成26年12月25日(木)～平成27年1月23日(金)まで。

見直し

熊本県がん登録事業を公益財団法人熊本県総合保健センターに業務委託  
平成26年12月25日(木)～平成27年1月23日(金)まで。

見直し

見直し

がん登録事業を公益財団法人熊本県総合保健センターに業務委託  
概要は別紙2のとおり。

## がん登録等の推進に関する法律の概要

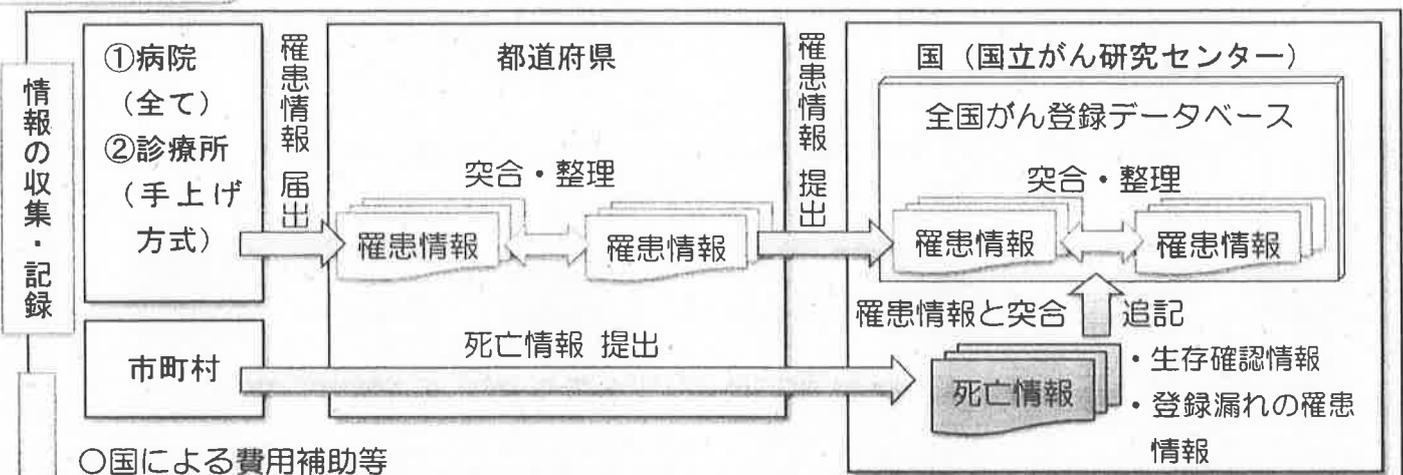
がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- ▶がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



### 利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
  - 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
  - がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重）
  - ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
  - 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備
- 有識者の会議の意見聴取 (Opinion hearing by experts' conference)

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

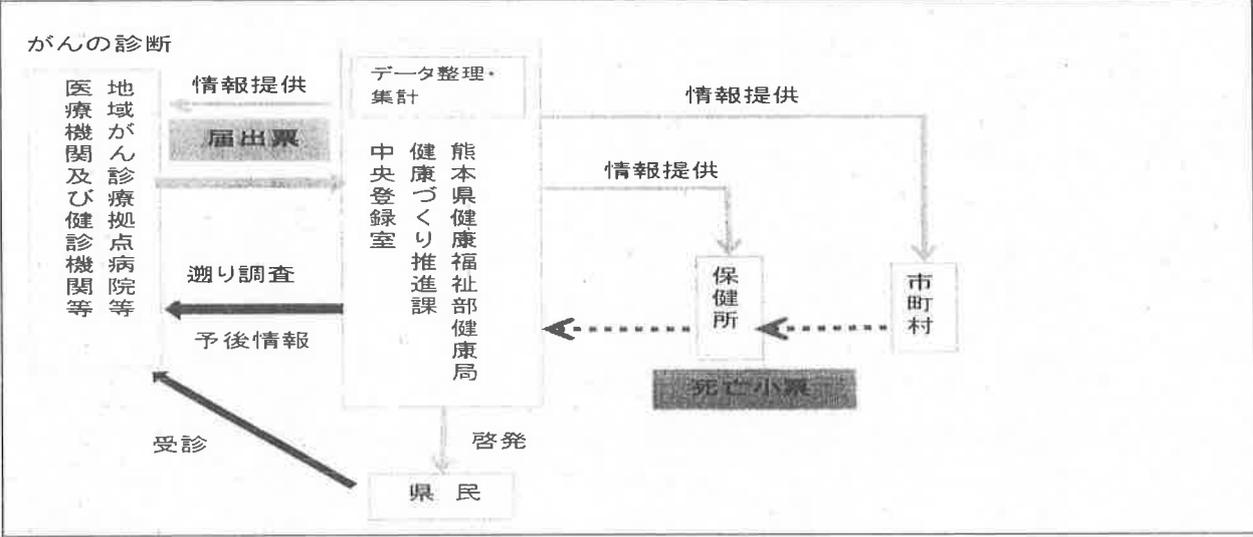
- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献



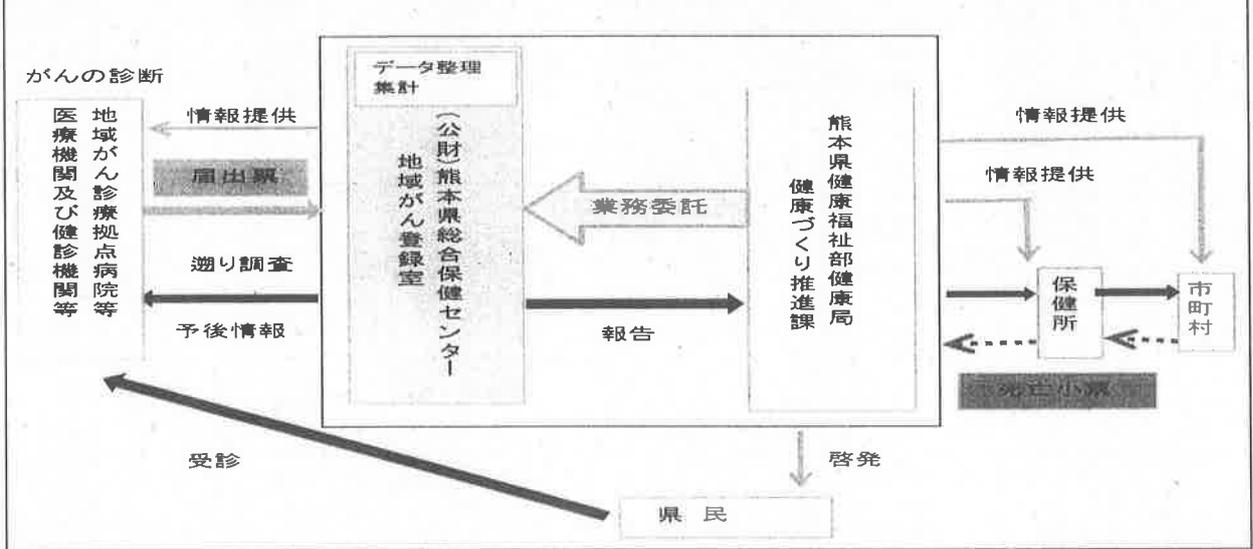
### 熊本県地域がん登録事業の委託について

平成5年度から、県直営で地域がん登録事業を実施してきたが、がん検診等の専門家が  
いる保健医療機関に、業務を委託することが、業務の継続性を確保し、データの分析  
によるがん対策への活用が期待できること、データの保管や個人情報の保護の点からも  
業務を委託することが効率的、効果的であるため、平成26年7月から、地域がん登録  
事業のうち登録室業務（届出票の収集、遡り調査、予後情報の提供、集計、報告書作成  
等）について、業務を委託した。

**委託前** 【実施機関】：熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課  
【実施場所】：熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課内分室（中央登録室）



**委託後** 【実施機関】：公益財団法人熊本県総合保健センター（熊本県の委託事業）  
【実施場所】：公益財団法人熊本県総合保健センター 地域がん登録室



#### ○契約の内容

- ・ 熊本県個人情報取扱事務委託基準に定める「個人情報取扱特記事項」の遵守を定めている。
- ・ 施設可能な独立した部屋の確保及び個人データの取扱に関するマニュアル（「地域がん登録における安全管理ハンドブック第2版（第3次対がん総合戦略研究事業「がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究」班による）」の作成、従事者に対する安全管理研修を実施すること等、個人情報の保護及び管理体制の確保を定めており、マニュアルは受託者において作成済みである。

